

◎佐賀県条例第12号

佐賀県社会福祉審議会条例の一部を改正する条例

佐賀県社会福祉審議会条例（平成12年佐賀県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（調査審議事項の特例） 第2条 審議会は、法第7条第1項に定めるもののほか、児童福祉に関する事項を調査審議するものとする。</p>	<p>（調査審議事項の特例） 第2条 審議会は、法第7条第1項に定めるもののほか、児童福祉及び<u>精神障害者福祉</u>に関する事項を調査審議するものとする。</p>

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。